

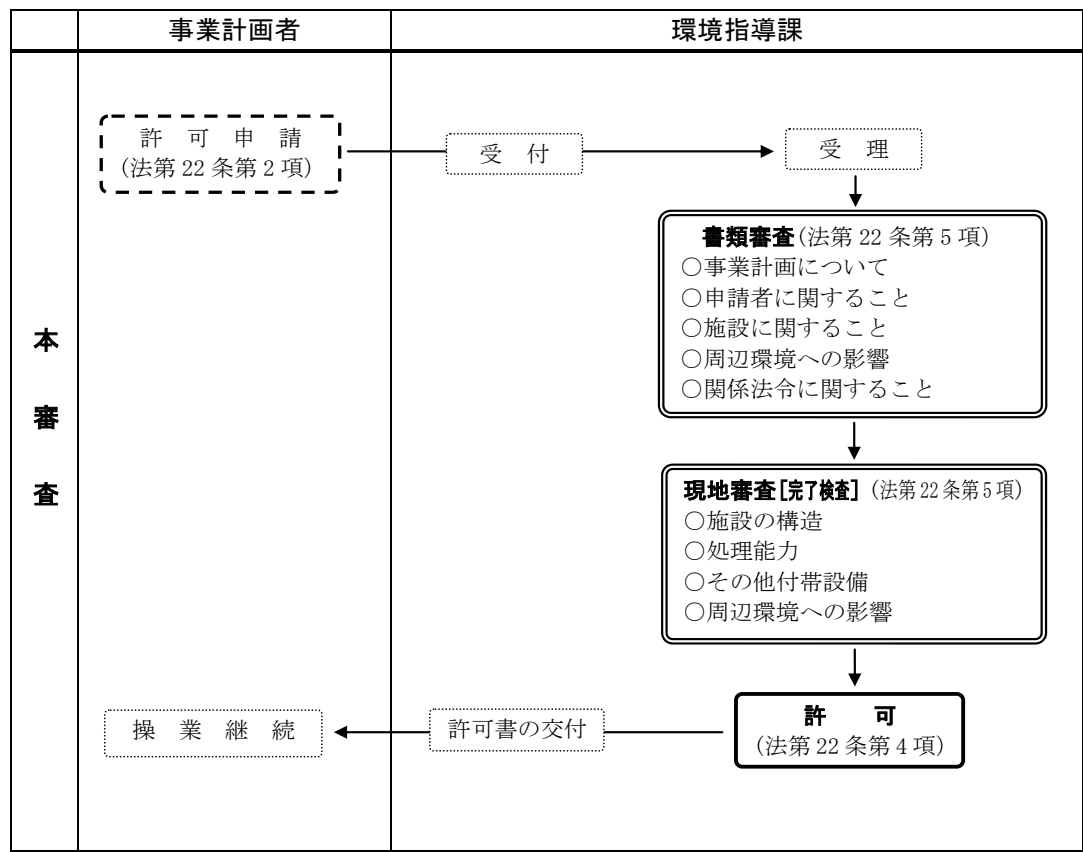
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	汚染土壌処理業の許可の更新	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、土壌汚染処理業の許可の更新をしたときは、許可証を交付する。	
根 拠 法 令 名	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	
条 項	第22条第4項	
所 管 課	環境指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	土壌汚染対策法第22条第5項の規定を基準とする。 【根拠法令等】 土壌汚染対策法 第二十二条 汚染土壌の処理(当該措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一 ～ 五 (略) 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。) ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者 4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。 6 ～ 9 (略) 汚染土壌処理業に関する省令 第四条 法第二十二条第三項第一号 の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 ～ 二 (略) 松山市汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱 (略)	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。